

# 尾道市立大学成績優秀学生奨学制度規程

平成24年4月1日  
規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学学則（平成24年規程第1号）第54条の規定に基づき、尾道市立大学（以下「本学」という。）の学生で本学における学業成績が特に優れているもの（以下「成績優秀学生」という。）に対する奨学制度に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、尾道市立大学成績優秀学生奨学制度とする。

(方法)

第3条 奨学の方法は、奨学金の支給とする。

(対象者)

第4条 奨学金の支給対象者は、学部の学生で成績優秀学生として決定されたものとする。

(支給目的及び支給金額)

第5条 奨学金の支給は、修学に使用することを目的とし、その額は、年額10万円とする。

(候補者の推薦枠)

第6条 学長は、尾道市立大学成績優秀学生奨学制度規程に関する申合せ事項に定める基準に基づき、各学部・学科ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、学部長に通知する。

(候補者の選考)

第7条 学部長・学科長（以下「学部長等」という。）は、成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦する。

(成績優秀学生の決定)

第8条 学長は、学部長等からの推薦に基づき、教育研究審議会の議を経て成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第9条 学長は、成績優秀学生を表彰する。

(公表)

第10条 成績優秀学生は、5月に学内に公表する。

(事務)

第11条 成績優秀学生に関する事務は、学務課学生係において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、成績優秀学生奨学制度に関する必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第180号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。